

6月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和2年6月25日(木)
開催日時	午後3時00分
開催場所	別館3階 大会議室
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 職務代理者 諫本 憲司 委員 永山 眞江 委員 木下 靖郎 委員 奥平 和子 委員 古田 嘉寿美
出席参与	教育次長 河野 徹 教育総務課長(代理) 塚原 美保 学校教育課長 西胤 英明 社会教育課長(代理) 菅原 和恵 文化財保護課長 吉田 博嗣 博物館長 行時 志郎 咸宜園教育研究センター長 橋本 隆文 淡窓図書館長 林 純子 兼 世界遺産推進室長 スポーツ振興課長 本川 明 学校給食課長 羽田 康浩 人権・部落差別解消教育課長 梶原 英幸
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 塚原 美保
附議議案	議案第40号 日田市立小中学校管理規則の一部改正について 議案第41号 日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正について 議案第42号 日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正について 議案第43号 日田市学校運営協議会委員の任命について 議案第44号 第2次日田市文化振興基本計画第2期計画の諮問について 議案第45号 日田市社会教育委員の委嘱について 議案第46号 日田市民文化振興会議委員の委嘱について 議案第47号 令和2年度日田市一般会計補正予算教育費について 協議事項 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施について 報告第12号 令和2年5月期寄附採納について

<p>教 育 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから6月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>まず、前回議事録の確認でございますが、5月定例教育委員会の議事録について、変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>御了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長の報告事項ですけれども、一般報告につきましては、お手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第40号について、説明をお願いします。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第40号、日田市立小中学校管理規則の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日田市立小中学校の夏季休業日の期間を令和2年度に限り短縮する必要が生じたことから、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>資料2ページをお開きください。まず初めに、1. 改正の理由についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、日田市立小中学校におきましては、令和2年度は学年の始業日に当たります4月8日から5月1日まで及び5月7日から5月23日まで臨時休業措置を講じました。この間の一部期間におきましては、分散登校により授業も実施したところでございますが、なお不足する授業時数を確保する目的により、令和2年度に限り夏季休業日の期間を短縮する必要が生じております。</p> <p>次に、2. 具体的な改正の内容についてですが、四角囲みで示しております、第2条の第4号で、夏季休業日を7月21日から8月24日までと規定しておりますが、今回の改正は今年限りでありますことから、本則の改正は行わず、その下の規定する内容に示しておりますように、附則の改正を行うこととし、附則第2項で、令和2年度における夏季休業日は、第2条第4号の規定に関わらず、令和2年8月8日から同年8月24日までとすると規定するものでございます。</p> <p>これにより、市教委主催行事や各学校における学校行事の見直し、縮小等により、確保する授業日数も踏まえますと、2学期終了時点では、臨時休業に伴う不足する授業時数を取り戻せる見込みとしております。3では、3月以降の小中学校の臨時休業措置の経過を記載しております。なお、この規則は公布の日から施行するものでございま</p>

<p>教 育 長</p>	<p>す。以上でございます。</p> <p>議案第40号についての説明でございました。これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p>
<p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p>	<p>不足した日数を夏休みを短縮することで補うということで、細かい数字はいいんですけど、今取り戻せるという言葉も出ましたけど、全体的に不足分を補える、その辺の感覚的な話をお願いしたいのと、もう1点、学校が再開して今こういう時数的な調整をしながら、先生たちも頑張られてるんですけども、現場の状況といいますか、先生たちのこれに取り組んでいる状況とか、子どもたちの様子とか、それがわかれば教えてください。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>まず1点目、不足する授業時数についてですが、私どものほうで計算したところ、実質今年度については6月1日から全面再開ということになりましたので、4月8日から5月いっぱいまでに予定されていた授業時数が198時間、おおむね200時間となっております。</p> <p>これについて、1学期の間に回復が見込まれる時数が、5月中の分散登校で概ね30時間分ぐらいは授業しております。そして、今回、夏季休業を短縮することによって、約70時間程度が授業時数として回復します。したがって、1学期末の時点で、おおむね100時間、200時間不足したのが100時間ぐらいの不足になります。</p> <p>この後2学期にはいろんな学校行事や文教祭等の市の主催行事がありますが、これが概ね全部で120時間ぐらい減じることができますので、2学期末の時点では逆に20時間ぐらい余計に取り戻せるので、この時間については台風の時期に臨時休業等の可能性もありますので、そういった部分に充てると考えております。</p> <p>それから、現在の学校の様子でございますが、今年度については5月が分散登校で2日に1回午前中、5月末から毎日、午前中授業と全員登校と6月1日から全員で、通常授業の再開というふうに段階的に授業再開しております。それから、部活動についても第2週までは土日の活動はしないと、部活動についても段階的に行っております。</p> <p>授業そのものは先生方が順調に進めておりますが、その他の消毒作業であったりとかには非常に時間と手間等がかかっているということです。現在、国の基準であれば、1日1回、子どもたちがよく使うトイレのドアノブとか階段の手すりとか、不特定の子どもたちが触れるところについて、1回のみ消毒をすればよいということで、国の基準に合わせています。実は日田市としては、6月の第2週までは、子どもたちの感染対策を万全を期すということで、机・いすについても拭き</p>

	<p>上げをお願いしていたんですが、これについては実態に応じた形で、国の基準で消毒作業をしております。</p> <p>それから、授業については今のところ順調に回復してるということです。子どもたちの様子ですが、6月1日の再開を受けて、全ての学校で全ての児童生徒を対象に、アンケート調査を行いました。生活の実態、それから、心の実態、そして学習の実態等ですね。</p> <p>まず心身のストレスを感じた子どもたち、今データを持ち合わせていないんですが、心的なストレスを感じたというのは、小中で概ね半分程度でした。学習面については、特に中学生が60%程度で、中3生だけだと、70%ぐらいが不安を感じるということが最初のアンケートの結果となっております。</p> <p>実は小中学生で一番不安を感じるという数値が大きかったのは体力についてです。これは小学校、中学生共ですね、7割ぐらいの子どもたちが体力的な不安を感じてるということを示しております。ただ、授業を再開したり部活動を再開するに当たり、そこら辺の不安というのは少しずつ解消できているというふうに捉えております。学校には授業が落ち着いた時点で、全ての児童生徒を対象に教育相談等を行って、心身のケアも指示しておりますので、少しずつ安心感は学校の中に広がっていると捉えております。以上です。</p>
教 育 長	<p>夏季休業の短縮と行事の縮小というか、必要な行事は行わないといけないけれど、縮小できるものは縮小ですね。それから、教員の研修等も縮小していくというようなことでの2学期末には若干の余裕を持って取り戻すことができるっていうことでしたね。</p> <p>子どもたちの様子については先ほど説明があったとおりでございます。感染予防を今後ともまた十分注意して、授業や子どもたちの生活が順調にいくようによろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは議案第40号につきましては原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第40号、日田市立小中学校管理規則の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第41号について説明をお願いします。</p>
学校 教育 課 長	<p>議案集の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第41号、日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、学校児童生徒就学援助費の支給決定等事務に当たり、実態に即したものとすため、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>議案集の13ページ以降が資料となりますので、そちらを御覧くだ</p>

教 育 長	<p>さい。</p> <p>1、改正の理由ですが、現行の規定においては不支給の場合の通知や、支給決定取消しの手続が明確化されておらず、また援助費の返還についても不明瞭であるため、実態に即して改定を行うものでございます。合わせて、生活保護法に規定する要保護者に関する規定についても整理を行うものでございます。</p> <p>2、改正の主な内容の①生活保護法に規定する要保護者に関する規定の整理についてでございますが、生活保護法に規定する要保護者については、就学援助制度の対象となり得るものの、生活保護法に規定する教育扶助が行われている場合にはこれに該当する援助費の支給は行わないことと規定しております。参考として図を示しておりますが、こちらは就学援助費の支給対象費目と生活保護法の教育扶助の関係を図式化したものでございます。点線で囲っております部分、学用品費から校外活動費、修学旅行費までの9項目全てが就学援助費の支給対象費目ですが、その内、網かけで示しております7項目が生活保護法の教育扶助として支給されるものでございます。</p> <p>したがって、残りの2項目、修学旅行費と医療費については、教育扶助としては支給されず、就学援助費のみ支給できるということになります。実態として生活保護法の要保護者として教育扶助を受けている方についても、この部分の支給を行っておりますことから、支給の範囲を明確にするため、今回規定を改めるものでございます。</p> <p>続きまして、②不支給の場合の通知及び取消しの手続に係る規定の整備につきましては、不支給の場合及び取消しを行う場合の通知の義務が規定されておりましたので、これを明確化するとともに、取消し理由についても明確にするものでございます。</p> <p>合わせて、申請内容に変更が生じた場合には、申請者から教育委員会に対し届出を行っていただくことを義務付けるものでございます。</p> <p>14ページを御覧ください。③援助費の返還についての規定の整備につきましては、現行の規定におきましては、原則、返還を求めないと解釈される規定となっておりますが、第8条において支給決定の取消しを行う条件を今回明確にしたことに伴い、支給決定の取消しを行った場合には、返還を求めることを明確化するものでございます。</p> <p>なお、この規定は公布の日から施行し、令和2年度以降の就学援助について適用するものでございます。以上でございます。</p> <p>議案第41号についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p>
-------	--

永山委員	<p>教えていただきたいんですけど、おそらく年間の初めに、ある程度1年分の必要になるであろう金額を積み上げての試算がされていると思うんですが、例えば援助を受けている児童生徒さんが不登校であって、修学旅行にも行かなかったとか、学習に使ういろんな教材を全く使わない、長期の不登校の状況にあるというときには、この扱いはどういうふうになるものですか。</p>
学校教育課長	<p>まず修学旅行費につきましては実費支給となっておりますので、行かなかった場合については、援助費の対象とはなりません。</p> <p>それから、問題集等の学用品費については、その年度で子どもの実態においては使えないとしても、長期に学ぶ教材としては有効であると捉えておりますので、必要な学用品費についてはその年度と同様に支給するということになっております。</p>
教育長	<p>他にございませんか。それではないようですので、議案第41号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第41号、日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第42号について説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案集の15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第42号、日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、学校児童生徒特別支援学級就学援助費の支給決定等事務に当たり、実態に即したものとするため所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>議案集の24ページを御覧ください。1、改正の理由ですが、こちら先ほど説明いたしました、日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正についてと同様に、現行の規定において不支給の場合の通知や支給決定取消しの手続が明確化されておらず、また、援助費の返還についても不明瞭であるため、実態に即して改定を行うものでございます。</p> <p>2、主な改正の内容につきましては、先ほどの就学援助規程の一部改正とほぼ同内容でございます。こちらの規定におきましても、不支給の場合及び取消しを行う場合の通知の義務が規定されていなかったため、これを明確化するとともに、取消しの理由についても明確にし、合わせて申請内容に変更が生じた場合には、申請者から教育委員会に対し届出を行っていただくことを義務付けるものでございます。</p>

	<p>また、援助費の返還についての規定につきましても、現行の規定におきましては、原則返還を求めないと解釈される規定となっておりますことから、支給決定の取消しを行った場合には、返還を求めることを明確化するものでございます。</p> <p>なお、この規定も公布の日から施行し、令和2年度以降の就学援助について適用するものでございます。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第42号について何か御質疑ございませんでしょうか。それでは、先ほどの規定とほぼ同じような内容であるということでありまして、御質問もないようですので、議案第42号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第42号、日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第43号について説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>それでは議案集の25ページをお願いいたします。</p> <p>議案第43号、日田市学校運営協議会委員の任命についてでございます。</p> <p>本案は委員に異動が生じたため、日田市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員を任命するものでございます。日田市学校運営協議会の委員の任命につきましては、本年4月期定例教育委員会、議案第24号及び、5月期定例教育委員会、議案第32号においてお諮りしたところですが、今回、これまで未決定であった育友会役員等で新たに選任された14名及び地区主任児童委員の退任により新たに選任された1名の任命についてお諮りするものでございます。</p> <p>別冊1、令和2年度日田市学校運営協議会委員推薦名簿を御覧ください。まず、これまで未決定であった分についてです。1ページをお開きください。日隈小学校について、名簿の3番に示しております、福島智美氏が日隈小学校育友会副会長に選任されたことにより、区分</p> <p>(1) 対象学校に在籍する児童の保護者として、続いて2ページをお願いいたします。津江小・中学校について、名簿の5番から9番に示しております5名の方が新たに育友会役員に選任されたことにより区分</p> <p>(1) 対象学校に在籍する児童の保護者として、また、名簿の25番に示しております武原文子氏が、上津江地区公民館長に選任されたことにより、区分(7) 関係機関の職員として、3ページをお願いいたします。大山小・中学校について、名簿の3番に示しております、今回、1名増員の形で、育友会役員に選任された三管理枝氏を含む3番から9番に示しております7名の方が新たに育友会役に選任されたことにより、区分(1) 対象学校に在籍する児童の保護者として、そ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>れぞれ各学校から推薦を受けております。</p> <p>次に、前任者の退任により新たに選任された分についてです。4ページをお願いいたします。</p> <p>いつま小学校について、4番に示しておりますように、田邊近子氏が5月31日付けで主任児童委員を退任され、6月1日付けで新たに小田松美氏が選任されたことにより、区分(2)対象学校の通学区域の地域住民として、学校長に推薦を受けております。</p> <p>以上合計15名の方の任命につきましてお諮りいたします。以上でございます。</p> <p>議案第43号、学校運営協議会委員の任命ということで説明がございましたが、これについて何か御質疑ございますか。</p> <p>それでは議案第43号、日田市学校運営協議会委員の任命については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)</p> <p>それでは議案第43号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第44号について説明をお願いします。</p>
<p>社会教育課長 (代理)</p>	<p>議案集の27ページをお願いいたします。</p> <p>議案第44号、第2次日田市文化振興基本計画の諮問についてでございます。</p> <p>本案は、平成29年度に策定されました、第2次日田市文化振興基本計画第1期計画の計画期間が令和元年度で終了したため、日田市文化振興条例第9条の規定に基づきまして、第2次日田市文化振興基本計画第2期計画を諮問するものでございます。</p> <p>別冊2及び別冊3にて御説明を申し上げます。別冊2の1からですが、こちらは第2次日田市文化振興基本計画の案となっております。第2次日田市文化振興基本計画は、平成29年度から令和9年度までの11年間を計画期間としておりまして、第1期3カ年、第2期、第3期、それぞれ4カ年に区分しております。</p> <p>第2期計画は第1期中の事業成果などを踏まえ、必要な見直しを行うこととなっておりますことから、関係各課で見直しを行ったものでございます。</p> <p>別冊2の2についてでございますが、こちらは第1期におけます修正前の文章と今回修正を行います第2期の文章とをその修正理由と合わせて表にいたしました新旧対照表となっております。</p> <p>続きまして、別冊3の1、3の2を御覧ください。別冊3の1でございますが、こちらは文化振興基本計画に基づきまして、具体的に取り組む事業を示しました施策及び事業編の第2期計画案となっております。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ます。</p> <p>別冊 3 の 2 は、第 1 期修正前と第 2 期修正後のそれぞれの取組と、活動指標を修正理由と合わせて表にいたしました新旧対照表となっております。</p> <p>なお、議案集の 28 ページに、今回の見直し作業におきますスケジュールを掲載しておりますのでこちらも御覧ください。以上でございます。</p> <p>議案第 44 号についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p>
<p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p>	<p>今回第 2 期に入るということで、1 期で取り組んだ各施策の効果や事業に関する成果の検証等を踏まえて見直しをしたということですが、細かい字句とか年度を経たことによる字句の訂正というのはありますけれども、大きく方針が変わったとか、内容が変わったようなことは見受けられないと思うんですけども、そういうことでよろしいですか。</p>
<p>社 会 教 育 課 長 (代 理)</p>	<p>そうですね、全体を見ますと文言の修正また整理といったものがほとんどを占めております。</p> <p>ただ 1 点、別冊 2 の 2 の 3 ページを御覧いただきたいと思いますが、今回のこの計画は文化財保護課に関する箇所が大変多くございますが、中でもこのページの 1 番上の囲みの部分につきましては、これまでの国・県の動きを踏まえて、より具体的な詳細の記載となっております。ここが 1 番大きな見直し箇所となっているかと思えます。</p>
<p>文 化 財 保 護 課 長</p>	<p>別冊の 2 の 2 の資料の 3 ページ、上段でございますけれども、このたび、文化財保護法が改正をされましたことから、この修正の理由のところに書いておりますとおり、大分県につきましては、令和 2 年度に大分県文化財保存活用大綱が策定される予定でございまして、その動きが進んでおります。この大綱ができますと県内の市町村は、こちら日田市の例を載せておりますけれども、日田市文化財保存活用地域計画、仮称でございますが、このような地域全体の文化財に関する計画を作る予定でございます。</p> <p>この計画は、法の改正に伴うものですので、これまでこういう計画もなかったわけですが、この計画を作った後には文化庁が計画を認定するという動きにもなっておりますので、もし日田市で取り組みますと 2 年から 3 年ぐらいの取組年度がかかろうかというふうに</p>

<p>教 育 長</p>	<p>思っております。これまでの文化財保護行政につきましては、個々の文化財について保存修理事業であるとか保存整備事業を行ってきましたけれども、今後この計画が策定されますと、この中に全ての事業が盛り込まれるものと考えられます。以上でございます。</p> <p>他にございますか。それでは議案第44号、第2次日田市文化振興基本計画第2期計画の諮問については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第44号は原案のとおり可決されました。 続きまして議案第45号について説明をお願いします。</p>
<p>社会教育課長 （代理）</p>	<p>議案集の30ページをお願いいたします。</p> <p>議案第45号、日田市社会教育委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本案は委員に異動が生じたため、日田市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定に基づきまして、後任の委員を委嘱するものでございます。日田市社会教育委員の任命につきましては、本年5月定例教育委員会の議案第33号においてお諮りしたところでございますが、その後、家庭教育関係の日田市連合育友会代表の委員の退任によりまして、後任の推薦がありましたので、日田市社会教育委員の委嘱につきましてお諮りするものでございます。</p> <p>なお、選任前の委員につきましては、議案集の31ページの網掛け部分にございます平将門様でございます。今回後任で馬場亮次様を委嘱するものでございます。なお、任期は前委員の残任期間、令和2年6月1日から令和3年3月31日でございます。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>日田市社会教育委員の委嘱についてということでの説明でございますけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、議案第45号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第45号については原案のとおり可決されました。 続きまして議案第46号について説明をお願いします。</p>
<p>社会教育課長 （代理）</p>	<p>議案集の33ページをお願いいたします。</p> <p>議案第46号、日田市民文化振興会議委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本案は委員に異動が生じたため、日田市文化振興条例第10条の規定に基づきまして、後任の委員を委嘱するものでございます。日田市民文化振興会議委員の任命につきましては、本年1月定例教育委員会の議案第1号において、お諮りしたところでございますが、その後、</p>

<p>教 育 長</p>	<p>選任区分、青少年の育成に携わる者によります日田市連合育友会代表の委員の退任によりまして後任の推薦がありましたので、日田市民文化振興会議委員の委嘱につきましてお諮りするものでございます。</p> <p>選任前の委員につきましては、議案集の34ページの網掛け部分にございます末竹快健様でございます。今回、後任で武内俊介様を委嘱するものでございます。任期は委嘱の日から3年間でございます。</p> <p>なお、本年度1回目の日田市民文化振興会議をこの後7月初旬に開催する予定にしております。以上でございます。</p> <p>日田市民文化振興会議委員の委嘱についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、議案第46号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第46号、日田市民文化振興会議委員の委嘱については原案のとおり可決されました。</p>
<p>教育総務課長 （代理）</p>	<p>ここで追加議案の提案をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>お配りしております追加議案集で御説明をさせていただきたいと思えます。1ページを御覧ください。</p> <p>議案第47号、令和2年度日田市一般会計補正予算教育費についてでございます。今回の補正は、国の第2次補正予算の成立を受けまして、児童生徒の学びの保障に必要な人員の配置に係る費用を追加するほか、市の単独事業といたしまして、保護者の経済的負担を軽減するため、9月以降提供分の学校給食費を無償化するための予算等7件の事業につきまして、現在開会中の令和2年第2回市議会定例会の最終日に追加提案するものでございます。</p> <p>資料の14ページをお願いいたします。歳出予算の事項別明細書でございます。表の一番上の左端の数字でございますが、教育費全体で、補正前の額が36億1,535万5,000円に、補正額2億1,820万8,000円を加えまして、補正後額が38億3,356万3,000円とするものでございます。</p> <p>3ページにお戻りください。各事業の補正予算の概要につきましては担当課から説明をさせていただきます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>No.1、スクール・サポートスタッフ配置事業につきましては、教職員の働き方改革が全国的な課題として取り上げられる中、学習プリント等の印刷等の事務業務を教職員に代わって行う等教職員の負担軽減を図ることにより、教員が児童生徒への相談業務や教材研究等に注力</p>

できる体制を整備するために、事務補助員としてスクール・サポート・スタッフを配置する事業であり、日田市におきましても、平成30年度より小中合わせて3名を配置し、本年度からは4名体制に増員しております。

今回、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として講じられた長期にわたる臨時休業措置後の学校再開に当たり、児童生徒のきめ細かな健康観察や感染防止策としての施設内の消毒作業等、教員の業務量が増大しておりますことから、教員が授業をはじめとした児童生徒への学びの保障に注力できるよう、現在未配置の小中学校にもスクール・サポート・スタッフを追加配置するための経費について増額補正をするものでございます。

具体的な追加配置数は、小学校13校に13名、中学校7校に7名、大明小中等の施設一体型小中一貫校3校に3名の合計23名で、当初配置数を加えて、市内30校全てに、サポートスタッフが配置されることとなります。雇用期間は令和2年8月から令和3年3月までの8カ月間を予定しており、補正要求額は雇用に係る報酬や期末手当通勤経費として、2,160万9,000円となります。

なお、財源につきましては、標準学級数6学級以上の学校の配置につきましては、国及び県からの補助、5学級以下の学校の配置につきましては、県単費での補助が講じられるため、これらを活用し、県補助金として、1,678万円、残額を一般財源で計上しております。

同じく3ページをお願いいたします。No.2、学習指導員配置事業につきましては、同じく学校再開に当たり、児童生徒に対する学びの保障をより充実したものとするため、授業準備の補助や学習内容の定着が不十分な児童生徒へのT2指導等、学級担任や授業者をサポートする学習指導員を新たに配置する事業でございます。

具体的な配置数は、市内全小中学校30校に各1名ずつ、また、小学校で実学級12学級以上の5校及び、中学校で実学級6学級以上の4校には、さらに1名ずつ追加配置することとし、合計で39名となります。雇用期間は令和2年8月から令和3年3月までの8カ月間を予定しており、補正要求額は雇用に係る報酬や期末手当、通勤経費として、4,072万4,000円、財源につきましては、全額国及び県の補助金となります。

なお、4ページがスクール・サポート・スタッフの業務内容等の資料5ページ及び6ページは、学習指導員の業務内容や予算算定の資料でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。No.3、小学校再開支援事業及びNo.4、中学校再開支援事業につきましては、共通の内容となりますことから、一括して御説明いたします。

<p>学校給食課長</p>	<p>本事業は、学校教育活動等の実施に当たり、学校における感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学習保障を行うために必要となる消耗品や備品の購入経費について、予算要求するものでございます。</p> <p>9ページの算定資料を御覧ください。学校規模に応じて100万円から200万円の範囲で支援額を定めておりますが、購入物品等について詳細が未確定であることから、35%を消耗品費、65%を備品購入費として計上しており、小学校費として2,050万円、中学校費として1,400万円の予算要求額となっております。財源につきましては、国庫補助金が小中学校合わせて1,725万円、補助率が2分の1で残りは一般財源でございます。</p> <p>10ページを御覧ください。No.5、学校給食費保護者負担軽減事業でございます。</p> <p>本事業は感染症の影響による家庭教育に係る経済的負担を軽減することを目的に令和2年度に限り9月以降提供分の給食費を無償化するため、各学校給食運営協議会へ交付する補助金として1億5,417万9,000円について予算要求するものでございます。</p> <p>対象は市内の学校に通う小中学生5,131名でございます。財源は全て一般財源でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。1に学校給食費の考え方を記載しております。2に今年度の給食提供可能日数を記載しております。4月から7月まで徴収した給食費が68日から69日分ということで8月徴収分から給食費を徴収しなければ、おおむね9月提供分からの給食費が無償ということになります。その下に、要保護・準要保護就学援助費の資料がございます。学校教育課から経済的に就学困難な児童生徒に対し、就学援助費が支給されておりますが、その中に給食費も含まれております。今回、給食費を無償化しますことから、相当額を減額することになります。この費用を差し引きまして、今回の給食費無償化に伴います実質事業費負担額は1億2,137万5,400円となります。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>12ページをお願いいたします。No.6、要保護準要保護就学援助費事業（児童）及びNo.7 要保護準要保護就学援助事業（生徒）について一括で説明いたします。</p> <p>この事業は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対し、学用品費や給食費、修学旅行費など、保護者が負担する経費について、援助を行うものですが、先ほど学校給食課より御説明させていただきました学校給食費保護者負担軽減事業において、保護者から徴収する学校給食費を8月徴収分から無償化することに伴い、保護者</p>

<p>教 育 長</p>	<p>の負担がなくなることから、本事業で援助する予定であった支給分小学校で2,031万6,000円、中学校で1,248万8,000円を減額補正要求するものでございます。</p> <p>議案第47号につきましては以上でございます。</p> <p>それでは追加議案としてただいまの議案第47号について説明がありました。これについて御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>学習指導員については教員免許の部分の説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>学習指導員につきましては、あくまで授業補助となりますので、教員免許は必要ありません。したがって規定の中では大学生等も可であるとなっております。</p> <p>これ以外に県のほうでいわゆる加配教員の配置もあります。これについては、いわゆるT1でありますので教員免許が必要ですが、これについては予算要求するのではなく県教委の配置になりますので、現在は3名を県に申請をしているところでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>5ページに資格要件ということでありましたね。いろんな条件の中で必要な部分と必要でない部分があるということだろうと思いますが。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>資料の5ページを御覧ください。左下のほうに想定人材というものがありますが、そういった方を想定しております。実際には水曜塾等で御協力いただいている方とかにぜひお願いしたいと考えております。</p> <p>また、今年度から全小中学校がコミュニティスクールとなっておりますので、地域人材の掘り起こしも含めて、雇用については人数的には非常に多くなりますので、当然、学校教育課として主体的に募集はしますが、学校運営協議会等にも力をお借りしながら人材の確保に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>古 田 委 員</p>	<p>給食費に関しまして本当に保護者の立場からするととてもありがたいなと思っております。それとスクール・サポート・スタッフ配置事業等々ですが、この配置人員の募集というのは大体どんな形でされる予定でしょうか。8月からなので、大体いつぐらいからスタートしてどういう形で募集をされる予定なのか教えてください。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>まず事業の開始を今の予定では8月1日からと考えております。それまでに募集、それから面接等、雇用についての手続が必要になってくると思います。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>実際には明日、議会の最終日で議決をいただいて成立するという ことですので、その後、募集要項を定めて、ホームページ等いろんな形 で募集をして、必要に応じた選定を行って配置をするというふうに今 のスケジュールは立てています。ですから何月何日から募集というこ とではなくて、まず明日の議決をいただいてスケジュールを設定して いくとしております。</p> <p>給食は大変ありがたいというふうにおっしゃっていただいて、保護 者のお立場での御意見でございましたが。</p> <p>今回のコロナウイルスの感染症対策であったり、子どもたちの学習 支援であったり、いろんな面での今回の補正予算の追加ということ でありますけれども、議会で御議決をいただきましたら、ぜひ人材確保 で努めて、有効に活用していただければというふうに思っているところ でございます。</p> <p>それでは、よろしいですか。なければ、議案第47号については原 案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あ り）</p> <p>議案第47号については原案のとおり可決されました。</p> <p>議事は以上でよろしいですか。それでは協議事項に入りたいと思 います。教育総務課からお願いします。</p>
<p>教育総務課長 （代理）</p>	<p>議案集の36ページをお願いいたします。</p> <p>協議事項、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検 及び評価の実施についてでございます。</p> <p>この点検及び評価につきましては36ページの枠囲みに記載のと おり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に規定され ており、日田市教委では平成23年度分から日田市教育行政実施方針 に基づく事業成果の評価を実施しております。</p> <p>今年度の外部評価員につきましては、36ページの一番下に記載し ておりますとおり、昨年度に引き続き大分大学特任教授の山崎先生、 元久留米大学客員教授の森先生、別府大学教授の長尾先生をお願いを しております、御承諾をいただいたところでございます。</p> <p>37ページを御覧ください。今年度の点検評価報告書の作成から公 表までのスケジュールを掲載しております。表の左の列が今年度の作 業スケジュールを、右の列はその他の事務等といたしまして、市の実 施計画、予算編成事務等のスケジュールを記載しております。</p> <p>今年度のスケジュールにつきましては、新型コロナウイルス感染症 対策に伴う各課の業務スケジュールに大きな変更があったこと、ま た、外部評価員にお出でいただいた説明会の開催時期の検討も必要</p>

<p>教 育 長</p> <p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p>	<p>であったことから、教育委員会で報告書の最終的な御承認をいただく時期が昨年は11月でございましたが、今年度は1月へ変更させていただいております。</p> <p>これに伴いまして作業スケジュールについても幾つか昨年とは変更点がございます。まず、6月の欄を御覧ください。現在教育庁内各課におきまして評価調書を作成中でありまして、今後、教育総務課で取りまとめを行い、7月に内部での調整を行った後、報告書の事務局案を作成することとしております。事務局案がまとまり次第、早目に教育委員の皆様にお配りをいたしまして、8月の定例教育委員会におきまして、御意見をいただいた後、必要な修正を行い、報告書の原案として決定させていただきたいと思っております。</p> <p>そして、外部評価委員の先生方に対しましては、各担当課長より報告書の原案について説明を行います説明会について、昨年は8月に実施をいたしましたが、今年は10月の初旬、日程でいきますと10月8日の木曜日に開催をさせていただくよう調整を行っております。</p> <p>その後説明会での先生方からの指摘事項等を踏まえた修正を行いまして、外部評価員の先生方には12月初めごろまでに意見書の提出をお願いする予定でございます。12月の定例教育委員会で先生方からいただいた意見書を教育委員の皆様方に報告をさせていただきまして、1月には、意見書を含めた完成版の報告書を定例教育委員会で報告させていただき御承認をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>1月の定例教育委員会で御承認をいただきました後は、3月の市議会定例会におきます教育福祉委員会に報告をさせていただき、その後、市のホームページで公表を行う予定としております。</p> <p>今回、完成時期を2カ月程度遅らせていただいておりますが、教育委員の皆様には報告書原案を見ていただく期間、また外部評価員の先生方の意見書作成に係る期間につきましましては、昨年より少し長めに取らせていただくよう、調整をしているところでございます。</p> <p>以上のとおり、今年度の報告書の作成から公表までの進め方につきまして、このスケジュールで進めさせていただきたいと思っておりますので、御協議をお願いいたします。以上でございます。</p> <p>教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施についてということで、これまでとちょっとスケジュールが変わっておるといってございませぬけれども、これについて何か御質疑御意見等ございませぬでしょうか。</p> <p>2カ月遅れるという予定なので、今年はこれでいいと思うんですけども、その次の年、来年の計画を立てていく時にまたこのスケ</p>
---	--

<p>教育総務課長 (代理)</p>	<p>ジュールならばいいんですけど、2カ月戻した場合に今年の実績を来年の計画に生かせるところが、少し時間が短くなるので、その辺がどうなるのかなっていうのはわかれば説明してください。</p> <p>今、教育庁内の各課で評価の実施をしているところなんですけれども、実はこのスケジュールにつきましては、去年は6月15日ぐらいまでをお願いしておりました。というのは5月末に決算が最終的に固まりますので、その結果を反映させてというような形になっておりますので、どうしてもその辺りになってしまうということでございます。</p> <p>今年度につきましても、若干下げておりますが6月の末の提出の締め切りとさせていただいておりますので、実際各課で事業の評価を行う時期というのはそんなに大きくは変わっていないところでございます。提出いただいた後の整理の時間を少し長めに取らせていただいて内部で協議を行って、より良い事業評価になるようにというような時間を長めに取らせていただいたというふうに御理解いただければと思っております。</p>
<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>来年度に影響が出なければ問題ないと思います。</p>
<p>教育総務課長 (代理)</p>	<p>来年もまた今年度こういった状況で、いろんな事業が前半9月までの事業を取り止めとか延期とかが続いておりますので、来年度の評価がどうなるかというところの部分も本年度検討しながら進めていく必要があるかなというところは承知しております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>今後また感染の状況等も加味しながら、事業が中止になってるところは非常に多いので、また来年度の無理にならないようにということのご意見をいただいたということで、受け止めさせていただければと思います。他にございませんか。</p> <p>なければ次に報告事項にいきたいと思います。報告第12号について説明をお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>議案集の38ページをお願いいたします。</p> <p>報告第12号、令和2年5月期寄附採納についてでございます。</p> <p>まず地区寄附の採納が2団体2名、4件でございます、1件目が殿町の冷川智章様及び冷川哲也様から小野小学校へ、香典返しとして2万円を御寄附いただいております。</p> <p>2件目が有限会社アイビー 高田雅輔様から三和小学校へ、布製マ</p>

	<p>スク303枚、24万2,400円相当を御寄附いただいております。同社は縫製会社でございまして、自社で制作されたクールビズマスクを児童・教職員用にとのことで御寄附をいただいております。</p> <p>次に、3及び4の2件はいずれも、上津江町の上津江地区社会福祉協議会会長 高橋孝一様から、手作りの布製マスクを御寄附いただいたものでございまして、津江小学校児童へ44枚、津江中学校生徒へ32枚、金額は不明でございますがいただいております。同協議会からは、4月に津江小中学校の新生へ布製マスクの御寄附をいただいたところでございます。</p> <p>次に一般寄附の採納が1団体1名、2件でございまして、1件目が淡窓1丁目の首藤洋介様から、廣瀬旭荘全集10冊、15万6,200円相当を御寄附いただいております。この廣瀬旭荘全集は咸宜園2代塾主であります廣瀬旭荘の日記や随筆集を写真撮影して印刷したものでございまして、咸宜園の調査研究に役立てていただきたいということでございます。</p> <p>2件目が、公益財団法人 日本教育公務員弘済会大分支部支部長古城真代様から、市内小中学校へ除菌消臭水50リットル、3万円相当を御寄附いただいております。同会は大分県内の小中学校へ新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、除菌消臭水を御寄附されており、手指消毒や器具の消毒等に使用できるものでございます。</p> <p>5月につきましては以上6件、金額が5万円、物品相当額が42万8,600円、合計47万8,600円の御寄附をいただいております。報告第12号につきましては以上でございます。</p>
教 育 長	<p>報告第12号についてでございましたけれども、何か御質疑ございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p>
	<p>それではその他についてお願いします。</p>
書 記	<p>次回の定例教育委員会の日程についてでございます。7月期定例教育委員会の日程につきましては、7月22日の水曜日、13時30分から勉強会、15時から定例教育委員会をお願いしたいと思っております。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>7月期の定例教育委員会は7月22日、水曜日、13時半から勉強会で15時から定例教育委員会ということで決定をしたいと思います。その他何かございますでしょうか。なければ、6月の定例教育委員会をこれもちまして閉会いたします。お疲れさまでございました。</p>
	<p>終了時刻：午後4時10分</p>

